

舞鶴市国民保護計画

用語集

用 語 集

| 用 語 | 意 味 |
|----------------|---|
| あ 行 | |
| 安定ヨウ素剤 | 核分裂により発生する放射性ヨウ素(放射性物質の一つ)の吸入による甲状腺被ばくを低減するための防護剤のこと。安定ヨウ素剤を服用することにより、甲状腺への放射線影響を低減することが可能。 |
| eラーニング | パソコンやインターネットを利用した教育のこと。 |
| 移送取扱所 | 配管及びポンプ並びにこれらに付属する設備によって危険物の移送を行うもので、燃料を長距離移動させるパイプライン等がある。 |
| L G W A N | 総合行政ネットワークのことで、地方公共団体を相互に接続する行政専用のコンピューターネットワークをいう。 |
| N B C 攻撃 | 核兵器(Nuclear weapons)、生物兵器(Biological weapons)、化学兵器(Cheical weapons)を使用した攻撃のこと。 |
| 応急公用負担 | 行政機関が、応急処置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な補償のもとに人的又は物的な負担を求めること。 |
| オフサイトセンター | 原子力事故が発生した際に、現地で情報収集や避難指示などの対策を講じる機関。原子力災害対策特別措置法によって、原子力施設の周辺に設置されることになった「緊急事態応急対策拠点施設」を指す。福井県内には4箇所設置されている。 |
| か 行 | |
| 危険物質等 | 引火・爆発・空気中への飛散・周辺地域への流出により人の生命、身体に害を及ぼすもの。 |
| 旧軍港市転換法 | 旧軍港市(横須賀市、呉市、佐世保市及び舞鶴市)を平和的な産業港湾都市に転換することにより、平和日本実現の理想達成を目的とした法律で、4市で実施された住民投票で多数の賛成を得て、昭和25年に制定された。 |
| 京都デジタル疎水ネットワーク | 京都府が整備した高速大容量の光ファイバーによる情報通信ネットワーク。教育、行政、防災等の京都府内の関係機関を結ぶ他、大学や企業にも広く利用されている。 |
| 緊急消防援助隊 | 全国的な消防応援の制度及び同制度に基づく消防部隊のこと。被災地の消防力のみでは対応困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、市町村長・都道府県知事あるいは消防庁長官の出動要請により出動し、現地で部隊編成がなされた後、災害活動を行う。 |
| 緊急対処事態 | 武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。 |
| 国際人道法 | 一般的に「ジュネーヴ諸条約」等を指す。ジュネーヴ諸条約は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めている。→ ● ジュネーヴ諸条約の項目を参照 |

用 語 集

| 用 語 | 意 味 |
|------------|---|
| 国民保護法 | 法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」である。平成16年6月14日に成立し、同年6月18日に公布、同年9月17日に施行された。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。 |
| 国民保護計画 | 政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、都道府県、市町村及び指定行政機関が作成する計画。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めている。都道府県及び市町村の計画の作成や変更にあたっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県にあつては、内閣総理大臣に、また、市町村にあつては都道府県知事にそれぞれ協議することとなっている。 |
| さ 行 | |
| 災害時優先電話 | 災害対策のために優先して回線確保するよう予め登録してある電話 |
| 災害対策基本法 | 国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体、及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに、防災計画などの災害対策の基本を定めた法律。 |
| 指定行政機関 | 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。 具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛庁、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省が指定されている。 |
| 指定公共機関 | 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。 |
| 指定地方行政機関 | 指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。 具体的には、管区海上保安本部、管区警察局、防衛施設局、地方整備局、管区气象台、地方運輸局、財務局、税関、総合通信局、沖縄総合通信事務所、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、北海道開発局、沖縄総合事務局、地方航空局、航空交通管制部、沖縄气象台が指定されている。 |
| 指定地方公共機関 | 都道府県の区域において電気、ガス、運送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人。あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定。 |

用 語 集

| 用 語 | 意 味 |
|----------------------|--|
| ジュネーヴ諸条約 | 戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めている条約で、次の4つの条約と2つの追加議定書からなる。 ① 戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約(第一条約) ② 海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約(第二条約) (主な内容)戦時中に発生した負傷者と医療活動をしている団体は保護しなければならない。 ③ 捕虜の待遇に関する条約(第三条約) (主な内容)捕虜は人道的に取扱わなければならない。 ④ 戦時における文民の保護に関する条約(第四条約) ⑤ 国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書(第一追加議定書) ⑥ 非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書(第二追加議定書) (主な内容)非戦闘員である文民は保護されなければならない。(なお、第二追加議定書は、内乱等に関して適用される。) |
| 生活関連等施設 | 武力攻撃により、周囲に多大な被害を及ぼしたり、市民生活に大きな影響を与える施設のこと。ダムや発電所、火薬類や毒劇物を多量に扱う施設を指す。 |
| 生活関連物資等 | 食料、被服、日用品、燃料、生産資材、その他の国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務をいう。 |
| 生物剤 | 生物兵器に用いられる病原微生物あるいはその毒素で、その病原性等によって人体に害を及ぼすもの。 |
| 全国瞬時警報システム(J-ALE RT) | 津波や緊急地震速報、緊急火山情報や弾道ミサイル攻撃等といった対処に時間余裕のない事態が発生した場合に、人工衛星を用いて情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動することにより、住民に緊急情報として瞬時に伝達するシステム。 |
| 損害補償 | 要請を受けて住民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者が、そのため死傷したときに、損害を補償すること。 |
| 損失補償 | 住民保護のための措置として、土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果損失が生じた場合に、国や地方公共団体がその損失を補償すること。 |
| た 行 | |
| 通信輻輳 (つうしんぷくそう) | 無線通信時において現場等からの情報が錯綜し統制ができなくなる状況、又は無線通信が混信し内容が把握できない状況に陥ること。 |
| 特殊標章 | ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に定める文民保護標章をいう。国民の保護のための措置を行う公務員などや、その援助を要請された民間人に対し交付又は使用を許可し表示させることで、敵国の攻撃等から保護することを目的とする。 |

用 語 集

| 用 語 | 意 味 |
|-------------|--|
| トリアージ | 負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めること。災害時等では、医療スタッフ、医薬品等を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療を行うため、負傷者の状態の緊急性や重症度に応じて治療の優先順位を決定し、患者搬送、病院選定、治療の実施を行う。 |
| は 行 | |
| 非常通信協議会 | 自然災害、火災、爆発その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために、必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的として、総務省が中心となり、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する連絡会のこと。 |
| 武力攻撃 | 我が国に対する外部からの組織的、計画的な武力の行使をいう。武力攻撃を加えてくる主体としては、国だけではなく国に準ずるものもあり、攻撃の規模の大小、期間の長短や攻撃が行われる地域、攻撃の態様等も様々であり、武力攻撃の態様は一概には言えないものである。 |
| 武力攻撃災害 | 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。 |
| 武力攻撃事態 | 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。 |
| 武力攻撃事態等 | 武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をいう。 |
| 武力攻撃予測事態 | 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。 |
| 武力攻撃事態対処法 | 正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」。平成15年6月6日に成立し、同月13日に公布・施行された。武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態)への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。この法律の規定を受け、国民保護法ほか有事関連法が整備された。 |
| 防災行政無線(地域系) | 災害時における多量な情報通信の輻輳を緩和するため、30chを利用して市内全域において広範囲に同時に複数間で通信を行うもの。配置先は、防災関係機関、市関係部局など。 |
| 放射性物質 | 放射能を持つ物質の総称で、ウラン、プルトニウム、トリウムのような放射性元素や、他の放射線にさらされることにより放射能を持つようになった(放射化)物質をいう。原子力施設などで発生する放射性廃棄物などはこれに当たる。 |
| ま 行 | |
| モニタリング | 原子力施設の周辺環境の放射性物質及び放射線に関する情報を得るための環境測定。 |

用 語 集

| 用 語 | 意 味 |
|------------|---|
| や 行 | |
| 有事関連3法 | <ul style="list-style-type: none"> ●武力攻撃事態対処法 武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制を整備し、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。 ●自衛隊法 武力攻撃事態対処法制定に伴う一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・防衛出動時における物資の収用等に係る規定の整備 ・防衛出動時における自衛隊の緊急通行に係る規定の新設 など ●安全保障会議設置法 武力攻撃事態対処法制定に伴う一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・安全保障会議への諮問事項の追加 ・安全保障会議の議員の変更 ・安全保障会議を専門的に補佐する組織の設置 |
| 有事関連7法 | <ul style="list-style-type: none"> ●国民保護法 国民の生命・財産を守るため国・地方自治体等の役割を規定 ●特定公共施設利用法 港湾・飛行場・電波などを自衛隊や米軍が優先的に利用できるよう規定 ●米軍行動円滑化法 自衛隊とともにわが国を守る米軍に対する支援措置を規定 ●外国軍用品等海上輸送規制法 敵国への武器や物品の海上輸送を海上自衛隊が阻止する ●改正自衛隊法 自衛隊が米軍に対する物品・役務の提供規定を整備 ●国際人道法違反処罰法 重要文化財の破壊、捕虜の送還遅延行為などに罰則を規定 ●捕虜等取り扱い法 捕虜の人道的な待遇の確保 |
| ら 行 | |
| ライフライン施設 | 水道、下水道、電気、ガス、通信など市民生活に関連する施設のこと。 |